

令和3年3月26日

過料事件の通知について

福島市政策調整部地域協働課

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第29条の規定による事業報告書の期限内提出がなかったことから、法第80条第5号に規定する過料事件を管轄の地方裁判所へ通知しましたのでお知らせします。

法人の名称	NPO法人ふくしま新文化創造委員会
主たる事務所の所在地	福島県福島市笹木野字町裏4番地の8
通知した日	令和3年3月23日
通知した理由	法第29条の規定による事業報告書等の期限内提出がなかったため。